

本冊子の活用について

教科用図書は、教科の主たる教材として、授業を進めるに当たって必ず使用しなければならないものであり、その選択は極めて重要な意味を持っています。

県教育委員会としましては、教科用図書の採択に資するため、従来より教科用図書選定審議会調査員による専門的立場からの調査研究を実施し、その結果に基づき、「教科用図書選定に関する参考資料」を作成してまいりました。本冊子は、一般図書を教科用図書として使用するため、平成6年度に作成した「教科用図書選定に関する参考資料」の増補版としてまとめたものです。

文部科学省からは、毎年度、学校教育法附則第9条に規定する小中学校の特別支援学級及び特別支援学校（小中学部）用の教科用図書として「一般図書一覧」が発行されています。本年度は、令和3年度以降の追加分と、令和6年度に三重県内で使用されている一般図書の中から需要数の多い一般図書30点について、調査研究結果を観点別に記述しました。

関係者の皆様におかれましては、平成6年度の初版、平成9年度、平成10年度、平成14年度、平成18年度、平成24年度、平成28年度、令和3年度の各増補版及び本冊子を、一般図書選定の参考資料として十分御活用いただくことにより、児童生徒一人ひとりの実態に適応した、教育上適切な教科用図書が採択されることを期待しております。

最後に、本冊子の作成に当たって、限られた期間に教科用図書の調査研究を行い、鋭意御協力いただきました三重県教科用図書選定審議会調査員の皆様に対して、心から感謝いたします。

令和7年6月

三重県教育委員会